

【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年6月11日現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
B013-00	302023110	新製有床義歯管理料（1装置につき）（局部義歯の場合）	5	算定回数限度テーブル関連識別	0	1	【令和8年6月診療分から適用】
B013-00	302023210	新製有床義歯管理料（1装置につき）（総義歯の場合）	5	算定回数限度テーブル関連識別	0	1	〃
P002-00	316036710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）13（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃
P002-00	316036910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）14（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃
P002-00	316037110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）15（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃
P002-00	316037310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）16（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃
P002-00	316037510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）17（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃
P002-00	316037710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）18（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃
P002-00	316037910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）19（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃
P002-00	316038110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）20（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
P002-00	316038310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）2 1（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	【令和8年6月診療分から適用】
P002-00	316038510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）2 2（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	”
P002-00	316038710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）2 3（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	”
P002-00	316038910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）2 4（初診又は歯科訪問診療を行った場合）	5	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	1	2	”

【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年6月11日現在）

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	C180	CA337	301184370	電子的歯科診療情報連携体制整備加算（再診）	05		新 設		【令和8年6月診療分から適用】

【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年6月11日現在）

【算定回数限度テーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
1	B013-00	302023110	新製有床義歯管理料（1装置につき）（局部義歯の場合）	131		抹消		【令和8年6月診療分から適用】
1	B013-00	302023210	新製有床義歯管理料（1装置につき）（総義歯の場合）	131		抹消		”